

表①対象となる建築物（定期報告対象建築物）の用途・規模と報告時期

該当する用途の床面積が 200 ㎡以下のもの又は該当する用途が避難階のみにあるものは対象外です。

	建築物の用途	対象規模	報告時期 (以降 3 年毎)
1	劇場、映画館、演芸場	次のいずれかに該当するもの ①当該用途が 3 階以上又は地階にある ※1 ②当該用途の客席の床面積が 200 ㎡以上 ③当該用途の建築物で主階が 1 階にない	令和 8 年（2026 年） 9 月 1 日～11 月 30 日
2	観覧場、公会堂、集会場	次のいずれかに該当するもの ①当該用途が 3 階以上又は地階にある ※1 ②当該用途の客席の床面積が 200 ㎡以上	令和 8 年（2026 年） 9 月 1 日～11 月 30 日
3	病院、診療所（患者の収容施設があるもの） 介護老人保健施設 ※2	次のいずれかに該当するもの ①当該用途が 3 階以上又は地階にある ※1 ②当該用途の 2 階の床面積が 300 ㎡以上	令和 7 年（2025 年） 9 月 1 日～11 月 30 日
4	就寝用福祉施設 （サービス付き高齢者向け住宅、老人ホーム、老人短期入所施設等、障害者支援施設、助産所等）	次のいずれかに該当するもの ①当該用途が 3 階以上又は地階にある ※1 ②当該用途の 2 階の床面積が 300 ㎡以上	令和 9 年（2027 年） 6 月 1 日～8 月 31 日
5	旅館、ホテル	次のいずれかに該当するもの ①当該用途が 3 階以上又は地階にある ※1 ②当該用途の 2 階の床面積が 300 ㎡以上	令和 7 年（2025 年） 6 月 1 日～8 月 31 日
6	体育館、図書館等、ボーリング場、水泳場等のスポーツ練習場（いずれも学校に付属するものを除く）	次のいずれかに該当するもの ①当該用途が 3 階以上の階にある ※1 ②当該用途の床面積が 2, 000 ㎡以上	令和 9 年（2027 年） 9 月 1 日～11 月 30 日
7	物品販売業店舗、展示場、遊技場、公衆浴場、飲食店等	次のいずれかに該当するもの ①当該用途が 3 階以上又は地階にある ※1 ②当該用途の 2 階の床面積が 500 ㎡以上 ③当該用途全体の床面積が 3, 000 ㎡以上	令和 8 年（2026 年） 6 月 1 日～8 月 31 日
8	事務所	次の <u>すべて</u> に該当するもの ①建築物の階数が 5 以上 ※3 ②当該用途の床面積の合計が 1, 000 ㎡超 ③当該用途が 3 階以上又は地階にある	令和 9 年（2027 年） 9 月 1 日～11 月 30 日
9	複合用途 （上記に挙げられる用途のうち、2 以上の用途に供する建築物。ただし、階数 4 以下の事務所は除く。）	次の <u>すべて</u> に該当するもの ①当該用途の床面積の合計が 1, 000 ㎡超 ②当該用途が 3 階以上又は地階にある	令和 7 年（2025 年） 9 月 1 日～11 月 30 日

※1 該当する用途に供する部分の床面積の合計が 100 ㎡以下のものを除く。

※2 「介護老人保健施設」について、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 0 6 条及び介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）第 3 7 条第 2 項により、建築基準法では「病院」又は「診療所」の扱いになります。

※3 階の合計の考え方について、例えば、地下 1 階 地上 4 階の場合は階数 5 になります。

表② 対象となる建築設備と報告時期

建築設備	対象規模等	報告時期
換気設備 (給気機及び排気機を設けた換気設備、空気調和設備に限る)	『定期報告対象建築物』に設置されたもの	毎年 6月1日～11月30日
排煙設備 (自然排煙設備を除く)		毎年 6月1日～11月30日
非常用照明 (予備電源内蔵型を除く)		毎年 6月1日～11月30日
防火設備 (常時閉鎖式、防火ダンパー、外壁開口部の防火設備は除く)	① 『定期報告対象建築物』に設置されたもの ② ①以外の規模の病院、有床診療所又は就寝用福祉施設で床面積が 200 ㎡を超える建築物に設置されたもの	毎年 6月1日～11月30日
昇降機等	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機、遊戯施設など	毎年